

総務委員会委員長報告書

令和 8 年 6 月 2 4 日

総務委員会に付託されました議案 6 件、陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 7 号「優秀な流山市役所全職員へのさらなる「専門性」を希求する陳情書」について報告します。

本件は、市に対して、ISO 取得に向けた検討を求めるものです。

初めに、当局より、

本陳情は、ISO 規格の取得による職員の専門性の向上と、業務品質の確保、管理体制の構築を通じて市民サービスの向上を図ることを求める趣旨であると認識しております。

本市も、複雑化・多様化する行政課題へ対応するため、職員の専門性向上は重要であると認識しており、これまでも、職場研修や人事評価制度等を通じた人材育成、さらにはDX推進による業務プロセスの最適化を通じ、組織力の向上と行政サービスの効率化に注力してまいりました。

御提案のありましたISO規格につきましても、そのマネジメント手法や継続的改善の理念は、行政経営においても有用な考え方であると認識していますが、一方で、当該認証の取得及び維持には、認証基準に対応するための文書管理、内部監査、記録作成等に係る継続的な事務負担、及び体制構築に係る委託料や審査手数料等の費用負担が生じるため、費用対効果及び職員負担の面で課題があるものと認識しております。

本市では、地方自治法等の法令に基づき、監査制度や議会によるチェック機能のもとで行政運営を行っていることに加え、特定の規格認証の枠組みを採るのではなく、総務省ガイドラインへの準拠や本市の状況に即した改善策を組み合わせ、より柔軟かつ機動的な業務改善を図っております。

限られた人材や時間などの経営資源を、規格認証の維持という特定の管理プロセスに投じるよりも、市民ニーズに直結する政策形成や、直接的な住民サービス向上に振り向けることこそが、現在の本市における行政経営において、最も効果的であると考えております。

本市としては、現時点においてISO認証を取得する考えはありませんが、今後も職員の専門性向上及び市民サービス向上に向け、人材育成、業務改善及び適正な行政運営に引き続き取り組んでまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

本陳情が目指す、職員の専門性向上や業務品質の向上、情報セキュリティの強化などの方向性そのものについては、重要であり、異論はないが、本市では既に職員研修や人材育成、情報セキュリティ対策など、組織的な取組が継続的に行われている。

また、本陳情はISO規格の有効性について説明されているものの、市に対して具体的に何を求めるのか、どのような手法や目標を設定すべきかが明確ではなく、行政上の効果や必要なコスト、職員負担等についても十分に示されているとは言えない。

ISO認証取得には各種書類の作成や文書記録など膨大な労力、知識、コストがかかり、取得して終わりではなく毎年の維持審査と3年に1度の更新審査が必要となる。通常業務の中でもISO規格に係わる業務が発生し続けるため担当者にも大きな負担がかかる。

議会としては、個別具体的な施策や必要性、費用対効果等を総合的に勘案した上で判断すべきであり、本陳情の趣旨には一定の理解を示しつつも、採択することは適当ではないと考える。

2 不採択の立場で討論する。

まず、陳情者が流山市行政のさらなる発展と住民サービスの向上を求めていることに対し敬意を表するが、職員の専門性については、ISOを取得しているかどうかではなく、より具体的に考える必要があると考える。

福祉分野であれば福祉制度や相談支援に関する専門知識、子育て支援であれば保育や児童福祉に関する知見、防災分野であれば災害対応能力、情報分野であれば高度なサイバーセキュリティや情報システムに関する知識が必要である。

こうした専門性は、現場での経験の蓄積、専門研修、資格取得支援、専門職の確保などによって培われる一方で、ISOは品質管理や環境管理、情報管理に関する組織運営の仕組みを整備するための国際規格、組織マネジメントの手法の一つであり、本来、行政改革においては、まず現実になどのような課題が存在するのかを明らかにし、その課題を解決するために最も有効な手段を検討すべきである。

しかし本陳情では、流山市行政において具体的にどのような問題があり、それがISO取得によってどのように改善されるのかが示されていない。さらに、全国の自治体ではかつてISO認証取得が広がったが、その

後、認証維持に伴う事務負担や費用負担が課題となり、多くの自治体が独自の業務改善手法へ移行してきた経緯がある。

現在、自治体に求められているのは、認証取得そのものではなく、限られた人的・財政的資源を住民サービスの向上にいかにより有効に活用するかである。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号））」について報告します。

本案は、令和9年3月に予定している仮想基盤の更新に係る費用において、特に緊急を要したため、令和8年4月27日付けで令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ899万6千円を追加し、補正後の予算総額を897億99万6千円とするほか、債務負担行為の変更を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、市民サービスを支える情報システム基盤の更新に関するものであり、現行システムの保守期限や世界的な半導体不足による納期遅延、さらには急激な価格高騰への対応として、緊急的な判断を迫られたことについては一定の理解をするものである。

一方で、本件は債務負担行為の限度額が約6億円から約11億3千万円へと、実に約5億3千万円もの大幅な増額を伴う重要案件であり、これほど大規模な財政負担について、議会への事前説明や情報共有がないまま専決処分に至ったことは、議会と執行部との信頼関係や二代表制の趣旨から見ても極めて重く受け止める必要がある。時間的制約や調達環境の悪化により専決処分が必要であったとの説明だが、今後同様の案件が発生した場合には、法的な手続きの可否だけでなく、議会に対する迅速な情報提供や事前協議の機会を確保するなど、より丁寧な対応を強く求める。

市民サービスの継続性を確保するという目的そのものは極めて重要であり、現時点で更新を遅らせることによる影響も大きいことから、やむを得ないものとするが、今回の反省を踏まえ、ICT調達におけるリスク管理の強化と、議会との情報共有体制の改善を図ることを強く要望する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

行政における日常業務を動かすためには不可欠な事業と捉えているが、

2 点要望する。

1 点目は、当初の想定を大幅に上回る財政負担を伴う結果となったことは、本来であれば議会に対して早い段階で情報提供し、十分な説明を行うべきものであったと考える。デジタル化や情報セキュリティ対策そのものを否定するものではないが、専決処分を既成事実化するのではなく、今後は事前の情報提供と丁寧な説明を徹底するよう求める。

2 点目は、今回の補正増は、半導体価格高騰や市場環境の変化を理由としているが、約 5 億円を超える増額であり、市民からみれば様々な要望が実現できる、行政サービスが大きく損なわれかねない額である。その要因や費用の妥当性、他自治体との比較、競争性の確保について市民の理解が不可欠であるため、機会あるごとに広報等を行うよう求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第 31 号「令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）」について報告します。

本案は、国の重点支援地方交付金を活用した水道基本料金無料化などの物価高騰支援事業のほか、市民の森用地購入、生活保護費の追加給付に要する経費などを追加するものです。

また、これに関連する歳入の追加等、所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 1,957 万 9 千円を追加し、総額を 904 億 2,057 万 5 千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

本補正予算は、単なる追加経費の計上ではなく、国の制度改革や市内の社会状況の変化に迅速に対応し、市民生活の安全・安心を確保するために不可欠な財政措置である。特に今回は、将来のまちづくりに直結する重要施策が多く、補正予算としての妥当性と緊急性が十分に認められる。

まず、「こども計画推進事業」では、こどもの権利条例の計画策定を進めるため、こども・若者の声を計画に反映するためには、将来のこども施策の質を左右する重要な投資である。

次に、「妊活健診支援事業」では、妊娠を希望する方々の健康状態を早期に把握し、不妊要因の発見につなげるための助成を行うものである。出生数の減少が続く中、妊娠前からの支援は喫緊の課題であり、市としての積極的な支援姿勢を示す政策的意義が大きい。

また、「予防接種事業」における予診票電子化のためのシステム改修は、国費対応で市の財政負担なく事務効率化と接種履歴管理の高度化を実現するものであり、国の制度変更に合わせて速やかに対応することは、行政の信頼性確保の観点からも不可欠である。

さらに、児童数増加に対応した学校給食環境整備など、現場の実情に即した施策が適切に盛り込まれている。

加えて、物価高騰対策として水道基本料金の無料化を延長するなど、市民生活への直接的な支援も継続されており、生活防衛の観点からも高く評価できる。

速やかな執行により、市民福祉の向上と持続可能なまちづくりが一層前進することを期待する。

2 反対の立場で討論する。

今回の補正予算は、物価高騰対策として、水道基本料金無料化や福祉有償運送事業者燃料価格高騰対策支援金をはじめ、新たに妊活健診支援事業が令和8年10月から千葉県において費用助成が始まる。さらに生活保護の追加給付が始まることは大変評価をしている。

しかし、統一地方選挙電子投票実施支援業務委託事業に8,843万2千円もの債務負担行為が設定されていることは見過ごせない。十分な市民への周知もないままに、様々なトラブルも見込みながら、県内トップで導入するには拙速な事業ではないかと捉えており、導入コストと効果を慎重に検証すべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）」及び議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されることに伴い、令和8年度以後の市民税、固定資産税等の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第32号及び議案第33号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり承認

すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」について報告します。

本案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、流山市議会議員及び流山市長の選挙において電磁的記録式投票機を用いた方法による投票を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘、1点要望し、賛成の立場で討論する。

電子投票は、疑問票や按分票の解消、自書が困難な方への投票支援、開票時間の短縮など、多くの利点が期待され、本市が先進的な取組に挑戦する姿勢は評価する。資料でも、技術的な信頼性や安全性が向上し、先行自治体で問題なく実施されていることが示された。

一方で、今回の進め方については指摘をする。本案は、議決を経て初めて成立する案件だが、市長による記者発表やその後の一部報道では、あたかも電子投票の導入が既に決定したかのように受け取られる内容が見受けられた。実際に市民からも電子投票導入決定済みとの誤解も受け、議会軽視と受け止められかねない状況を招いたことは看過できない。

執行部には、市政情報を積極的に発信する責任があるが、それと同時に、議会で審議中の案件については、議決前であり最終決定ではないことを市民や報道機関に対して明確に伝える配慮も求められる。今後は、二元代表制の趣旨を十分に踏まえ、議会との信頼関係を損なうことのない情報発信の在り方を強く要望する。

その上で、本案の目的や内容については、市民の利便性向上や選挙制度の改善につながる意義ある取組であり、将来を見据えた挑戦として評価できる。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

まず、タブレット型投票機の導入そのものについては、開票作業の迅速化や正確性の向上、無効票の減少など、一定の効果が期待でき、新しい技術を選挙制度の改善に活用していくこと自体は否定されるべきものでないが、極めて重要な前提条件を求めている。

それは、選挙制度において最優先されるべきは、効率化、省力化でもなく、有権者の選挙権を実質的に保障することだという認識を共有できるかである。選挙権は、法律上与えられているだけで十分ではなく、実際に有

権者一人ひとりが不安なく投票所に足を運び、自らの意思を投票という形で表明できてこそ、その権利は保障されたのだと言える。

現在、社会のさまざまな場面でデジタル化が進展している一方で、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのセルフレジに戸惑いを感じる高齢者や、スマートフォンやタブレット端末の操作に不安を抱く市民も少なくない。そうした現実を踏まえ、導入にあたってはデジタル機器に不慣れな方々、あるいは操作が困難な方々が投票行動をためらうことのないよう、最大限の配慮が求められる。

もし仮に、「操作に自信がない」「間違えそうで不安だ」といった理由から投票所へ行くことを諦める有権者が生じるならば、それは民主主義にとって看過できない問題であり、再使用については見直しが必要である。選挙制度は、デジタル機器に慣れた人だけを前提に設計されるべきではない。高齢者、障害のある方、機器操作に不安を抱える方など、多様な市民の参政権を等しく保障するものでなければならない。

そのため、単なる広報や周知にとどまらず、模擬投票の実施、体験会の開催、地域に出向いた説明会など、実際に市民が機器に触れながら理解を深めることのできる取組を、懇切丁寧に進めていただきたい。そのことが保証されるということ、また仮に有意な数値での投票率の低下などが見られた場合には、その原因も含めて再検証が行われる保証などを前提条件として求める。

3 1点指摘し、反対の立場で討論する。

電子投票によるメリットは一定あることは否定するものではないが、単なる事務の効率化ではなく、民主主義の根幹である選挙制度に関わる重大な変更のため、導入に至る計画性、特に市民の理解を省いた経過から、拙速な条例改正には賛成できる材料がそろっているとはいえない。

また、電子投票を導入している先進自治体も、システム障害やセキュリティ対策、投票結果の検証可能性、市民の理解と信頼の確保など、多くの課題があることから、県内トップではなく県や近隣自治体と足並みをそろえて導入していけば良いと捉えている。市職員の働き方改革や開票作業の短縮という効率化を優先するあまり、選挙の公正性や透明性に対する市民の信頼が損なわれてはならない。働き方改革であれば、人口比で最も少ない職員数である人員配置の改革こそ待ったなしだと指摘する。

特に今求められているのは、約8,800万円で電子投票の導入を進めることなく、県内で本市だけが未実施となっている小学校給食の完全無償化、約7,300万円を予算化すること等、市民生活への支援を優先

することではないかと提起し、電子投票の必要性や課題について丁寧な議論を重ねることである。国からの支援体制等が整っていない中の導入は、多額の予算が掛かり、暮らしが苦しい中での住民の要求に応えるものではない。電子投票は導入コストが多額で、自書式投票よりコスト高である。

また、電子機器の技術進歩は急速であり、今の段階で不十分な制度を拙速に成立させる必要はない。選挙は、「秘密投票主義」「一人一票主義」などの基本原則が揺らいではならない。民主主義の根幹である選挙の公正・公平が確保されていなければ、その正当性が失われることになる。

電子投票制度には、開票の迅速化、疑問票の解消、自書が困難な有権者の投票が容易になるなどのメリットがあることも事実であるが、現時点では先に指摘したデメリットの方が大きいと言わざるをえず、時期尚早である。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第35号「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」について報告します。

本案は、救急業務を的確に実施するため、更新基準に基づき、高規格救急自動車2台を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上